

学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成19年5月31日(木) 10:30～11:40
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 丹野(議長), 小田切, 櫛引, 南條, 和田, 藁科, 須藤, 加藤の各委員
欠席者 石戸谷, 岡井, 佐藤, 小川の各委員
事務局陪席 佐藤総務課長, 菊地課長補佐, 小田桐総務G係長
4. 配付資料
資料 学長選考会議(4/19)の検討事項(試案)

◎ 議長から, 前回会議(4月19日開催)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。

5. 審議事項

議題1 学長候補者選考規程の見直しについて

議長から, 前回の会議での検討事項について, 配付資料のとおり試案として取りまとめた旨の発言の後, 資料の内容について説明があった。

引き続き, 次のような意見交換があった。

【学長選考会議が適任者として推薦する場合の人数について】

- 学内からの被推薦者が1人のみだった場合はどうするのか。
- 被推薦者が1人のみであった場合は, その者が学長としてふさわしいかを学長選考会議が判断することとなり, その結果によっては, 本会議からも推薦するかしないかを決定することになるのではないか。
- 学長選考会議は, 必ず意向投票を行わなければならないのか。
- あくまでも学長選考会議が学長を選考するのであって, その際の参考資料とするために学内意向投票を行うものである。
- 被推薦者が1人のみであった場合で, その者が学長としてふさわしいと本会議が判断した場合でも, 意向投票を行うのか。もし, 意向投票を行うのであれば信任投票となってしまうが, それでいいのか。
- 信任投票を行うとなれば, 本会議の見識が疑われるのではないか。
- 本会議が適任者を推薦する場合は「1人に絞る」と資料に記載されているが, 適任者が2人以上あり, 本会議において1人に絞り切れないことも想定されるので, 1人に絞ると決めてしまわないほうがいいのか。
- 意向投票を行わない場合もあり得るという旨を学長選考規程に盛り込むだけでよいのではないか。

意見交換の後, 議長から, 次のような提案があり, 了承された。

- ①本会議が適任者を推薦する場合の人数については, 1人に絞り切れないことも想定されることから, 「1人に絞る」ことは決定しない。
- ②意向投票を行わないこともある旨を選考規程の改正案に盛り込んで, 次回の会議で提案する。

引き続き、事務局から、国立大学法人弘前大学の学内規則等の区分及び制定改廃の手續等に関する規程に基づき、学長選考規程を制定した手續等の経緯について、説明があった後、議長から、前回の会議で了承された2点を含め、次の4点について、学長に要請することとしたい旨の提案があり、了承された。

- ①学長選考会議の委員の任期を管理運営規則に定めること。
- ②学長の任期を管理運営規則に定めるか、又は新たな規則を制定して定めること。
- ③学長選考会議が学長選考規程を改廃する権限があることから、国立大学法人弘前大学の学内規則等の区分及び制定改廃の手續等に関する規程を改正すること。
- ④学長選考会議の委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を早急に補充することから、その手續きを効率的に行うため、学長選考会議の委員の任期を管理運営規則に定める際には、教育研究評議会及び経営協議会において、あらかじめ補欠の委員を順位を付して選出しておくこと。

なお、委員から、③の「学長選考会議が学長選考規程を改廃する権限がある」と解釈できる根拠として、国立大学法人法第12条に「この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手續その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。」と規定されていることである旨の説明があった。

引き続き、次のような意見交換があった。

- 本会議が適任者を推薦する場合で、本会議の委員の誰かを推薦しようという議論になったときは、その議論の対象となる委員は、どの時点でこの会議から外れることとなるのか。
- 本会議が推薦者として決定（本人が承諾）した時点である。
- 管理運営規則第40条第2項に「学長選考会議は、学長の選考に関する事項について審議するときは、本学構成員の意向を反映させるよう努めなければならない。」とあることから、学長選考規程の改正案についても、学内に意見を求める必要があるのではないか。
- 『新しい「国立大学法人」像について』（平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）によれば、「学長選考会議は、学内及び社会（学外）の意見を反映させる仕組みとして、評議会選出委員と経営協議会（学外委員）選出委員で構成する」とあることから、本会議の評議会選出委員の意見は学内の代表として、また、経営協議会選出委員の意見は社会（学外）の代表として、それぞれ改正案に意見が反映されていると解釈できることから、学内に意見を求める必要はないと考える。

6. 次回の開催について

議長から、次回の開催時期については、6月中旬から下旬の間で、各委員の日程を調整した上で開催することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

以上